

山陰海岸国立公園連絡協議会設置要綱

(目的)

第1条 山陰海岸国立公園連絡協議会（以下、「協議会」という。）は、山陰海岸国立公園における、管理運営計画の検討、諸般の課題、その他公園管理業務についての協議や連絡調整を図り、効果的な協働型管理運営の取り組みを進めることを目的とする。

(構成)

第2条 協議会は、山陰海岸国立公園の管理運営に携わる別表の機関により構成する。

(会長及び議長)

第3条 協議会の会長は、近畿地方環境事務所国立公園課長の職にある者をもって充てる。

2 協議会の議長は、会長が務める。

3 議長は、会務を総理する。

(協議事項)

第4条 協議会においては、次の事項について協議や連絡調整を行う。

1) 山陰海岸国立公園管理運営計画の検討に関する事。

2) 山陰海岸国立公園行動計画に関する事。

3) 山陰海岸国立公園における具体的な管理運営に関する事。

4) その他、協議会の目的達成に関する事。

(協議会の開催)

第5条 協議会は、会長が年1回招集し、開催する。なお、必要に応じて臨時に招集することができる。

2 会長は、必要に応じて構成員以外の団体、専門家等に協議会への出席を求め、協議事項に関する意見を求めることができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、近畿地方環境事務所（浦富自然保護官事務所及び竹野自然保護官事務所）に置く。

(その他)

第7条 その他必要な事項については、協議会において定める。

付 則

この要綱は、平成2年2月28日から適用する。

(最終改正 令和6年2月14日)

行政機関	環境省	近畿地方環境事務所	国立公園課長（会長）
	京都府	総合政策環境部	自然環境保全課長
	京都府	丹後広域振興局	建設部 丹後土木事務所 企画調整課長
	京都府	丹後広域振興局	建設部 丹後土木事務所 施設保全課長
	京丹後市	商工観光部	観光振興課長
	兵庫県	農政環境部	環境創造局 自然環境課長
	豊岡市	環境部	自然鳥獣共生課長
	香美町		観光商工課長
	新温泉町		商工観光課長
	鳥取県	生活環境部	自然共生社会局 自然共生課長
	鳥取県	生活環境部	自然共生社会局 山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館長
	鳥取市	経済観光部	観光・ジオパーク推進課長
	岩美町		商工観光課長
	関係機関	山陰海岸ジオパーク推進協議会	
一般社団法人		京都府北部地域連携都市圏振興社	京丹後地域本部長
夕日ヶ浦観光協会			会長
小天橋観光協会			会長
たけの観光協会			会長
香住観光協会			会長
浜坂観光協会			会長
岩美町観光協会			会長
鳥取市観光コンベンション協会			会長
鳥取大砂丘観光協会			会長
事務局		環境省近畿地方環境事務所	
		竹野自然保護官事務所	
		浦富自然保護官事務所	